

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月5日
青森県立名久井農業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許さない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（3）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」、「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的気持を味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感性的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（4）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制・組織的対応

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

(3) 学校いじめ防止プログラム

別紙5

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳活動の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（一学期、二学期、三学期）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の実施

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・ケータイ・スマホ安全教室の開催

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(7) 教職員の意識啓発と研修

- ・年度初めの職員会で「いじめ防止基本方針」の内容確認と周知
- ・校内研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話等の研修を実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実

確認をする。

- (2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
別紙 3
- (3) 教室・家庭でのサイン
別紙 4
- (4) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・面談の定期的実施（5 月、9 月）
- (5) 定期的調査の実施
 - ・アンケートの実施（7 月、12 月、3 月）
- (6) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報の共有（拡大学年会議 5 月、9 月、その他は必要に応じて）
 - ・要配慮生徒の実態の把握
 - ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・相談

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

「教科情報」における情報教育の充実

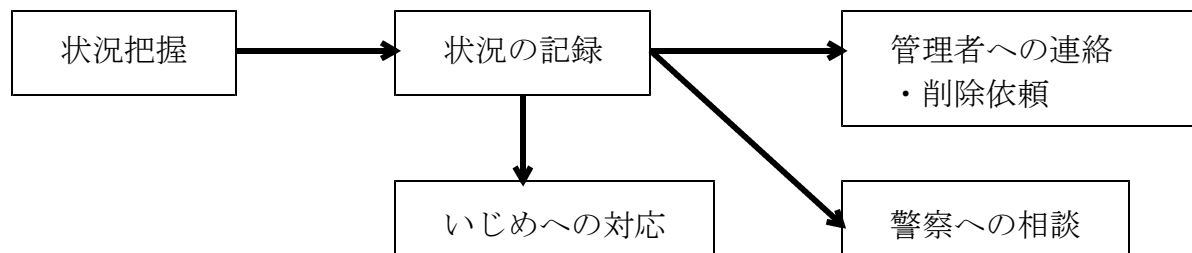
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、別紙2による「緊急時の組織的対応」により、速やかに「いじめ対策委員会」を立ち上げるとともに、県教育委員会に報告する。

学校が調査主体となる場合は、調査組織の設置、事実関係を明確にするための調査の実施、いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての適切な情報提供、調査結果を県教委への報告を行う。

県教育委員会が調査主体となる場合には、重大事態調査のための組織に協力する。

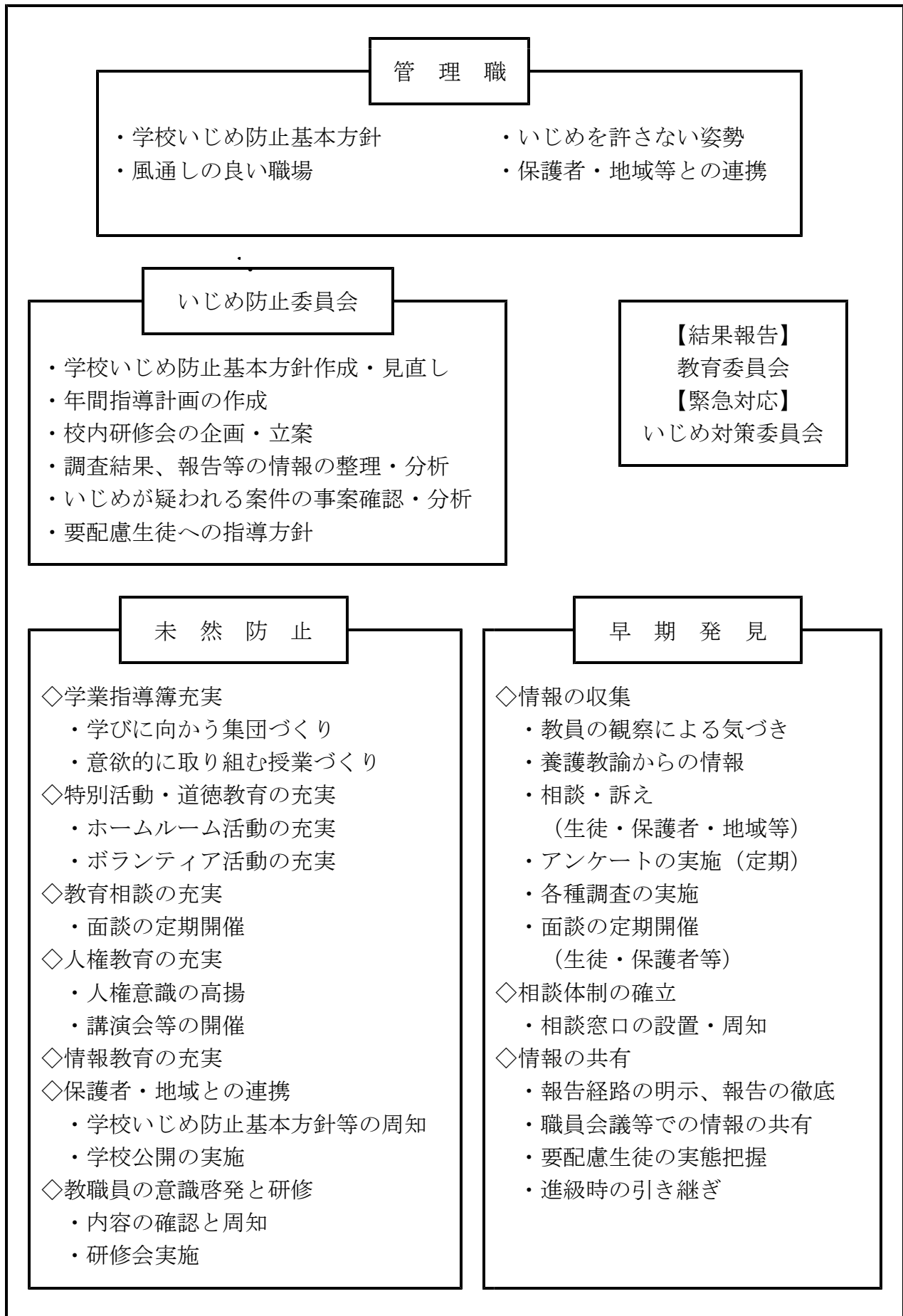
9 いじめの解消

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たしていること。

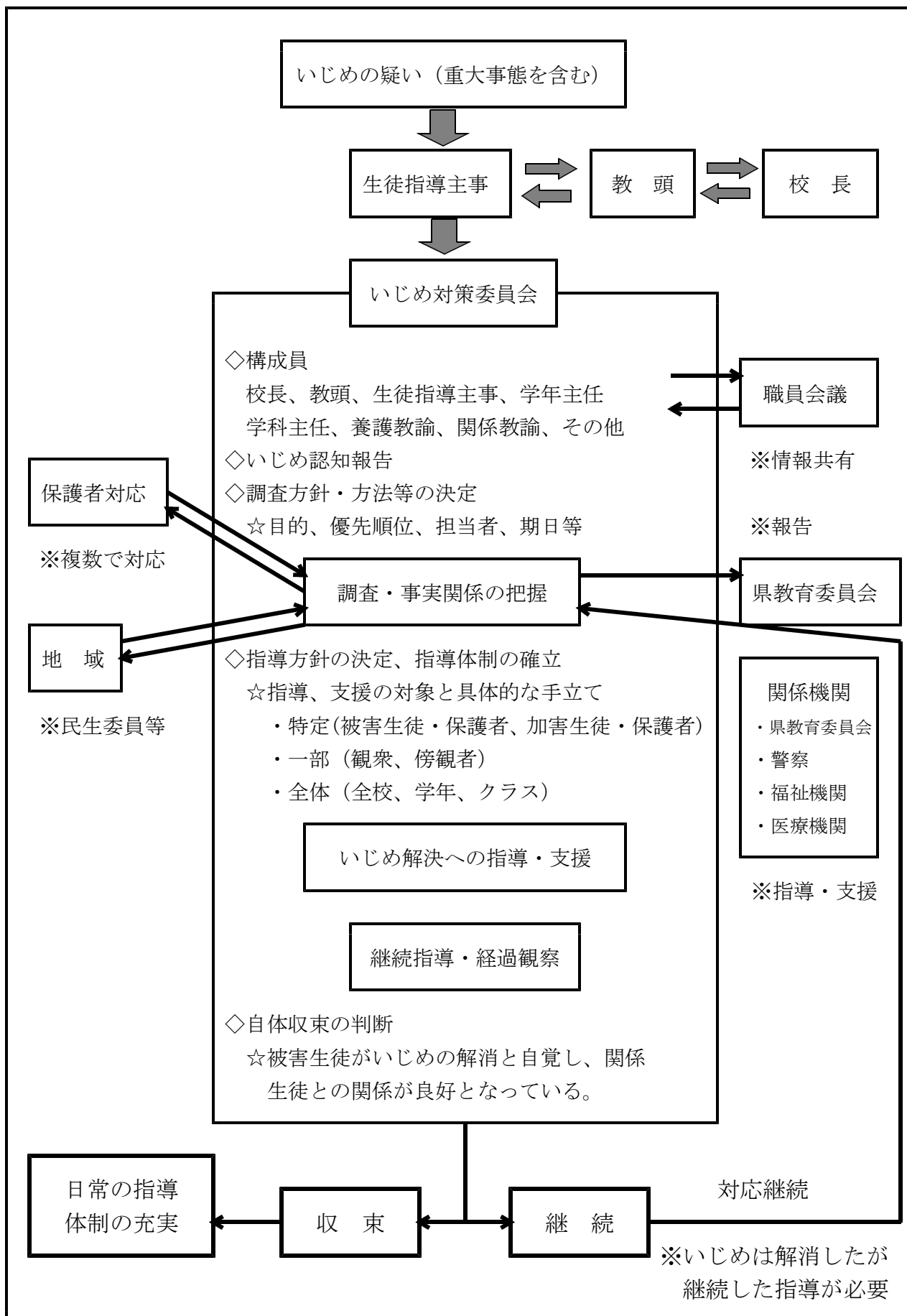
10 評価

年度末に、いじめ防止（未然防止・早期発見等）に対する学校の取組みについて職員・生徒から評価してもらうとともに、効果的な提案や意見等を積極的に取り入れる。

別紙1 日常の指導体制



別紙2 緊急時の組織的対応



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・一人で部活動の準備、片づけをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を使っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室等でのサイン

教室内がいじめの場となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
・ 嫌なあだ名が聞こえる。 ・ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・ 筆記用具等の貸し借りが多い。 ・ 机等にいたずらや、落書きがある。 ・ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
・ 学校や友人のことを話さなくなる。 ・ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・ 不審な電話やメールがあったりする。 ・ 遊ぶ友達が急に変わる。 ・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ・ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ・ 食欲不振・不眠を訴える。 ・ 学習時間が減る。 ・ 成績が下がる。 ・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・ 自転車がよくパンクする。 ・ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ・ 大きな額の金銭を欲しがる。

別紙5 学校いじめ防止プログラム

時期	実施内容等	場面	対象	主幹
4月	- 基本方針の確認と共通理解 - 保護者への「いじめ防止対策」説明及び啓発 - 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第1回服装容儀指導	職員会議 参観日	教職員 保護者	生徒指導部 生徒指導部 全職員 全職員 生徒指導部
5月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - アセスの実施 - 二者面談 - 拡大学年会議 - 第2回服装容儀指導 - 第1回地区分会活動 - 野菜苗販売 - 第1回農作業支援活動(異年齢交流)	放課後 職員会議 学校行事 学校行事 学年行事	生徒 生徒 教職員 生徒 生徒 生徒	全職員 全職員 生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部 農業クラブ 生物生産科 農場部・1学年 1学年
6月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第3回服装容儀指導			全職員 全職員 生徒指導部
7月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 学校生活アンケート(記名式、自宅持帰り) - 保護者アンケート・保護者面談 - 体育祭 - 第4回服装容儀指導	保護者懇談会 学校行事	生徒 生徒 生徒	全職員 全職員 生徒指導部 生徒指導部 生徒会 生徒指導部
8月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第5回服装容儀指導 - 二者面談		生徒・担任	全職員 全職員 生徒指導部 生徒指導部
9月	- 朝の登校指導 - 校内巡視			全職員 全職員
10月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第6回服装容儀指導 - 第2回地区分会活動 - 第2回農作業支援活動(異年齢交流) - インターンシップ(異年齢交流) - 学年行事	学校行事	生徒 1年生 2年生 生徒	全職員 全職員 全職員 農業クラブ 農場部 2学年・進路 1・3学年生徒
11月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第7回服装容儀指導 - 文化祭	学校行事	生徒	全職員 全職員 全職員 生徒指導部・生徒会
12月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第8回服装容儀指導 - 学校生活アンケート(記名式、自宅持帰り) - 保護者アンケート・保護者面談	自宅持帰り 保護者懇談会	生徒 生徒	全職員 全職員 全職員 生徒指導部 生徒指導部
1月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第9回服装容儀指導			全職員 全職員 全職員
2月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第10回服装容儀指導			全職員 全職員 全職員
3月	- 朝の登校指導 - 校内巡視 - 第11回服装容儀指導 - 学校生活アンケート(記名式、自宅持帰り)	自宅持帰り	生徒	全職員 全職員 全職員 生徒指導部